

令和7年度介護福祉士修学資金貸付事業募集要項 (令和8年度生 第一次募集)

1 目的

この事業は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に令和8年度に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保、並びに定着に資することを目的とします。

2 応募資格

次の要件を全て満たしている方です。

- (1)介護福祉士養成施設を卒業し、資格取得後介護福祉士となり、三重県知事が指定する県内の福祉事業所・施設等で介護職員等の業務(以下「指定業務」という。)に従事しようとする方
- (2)家庭の経済状況等から介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付が必要と認められる方
- (3)養成施設を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けて向学心があると認められる方

3 募集人員

第一次募集 20名程度

4 募集期間

- ・申請者から各養成施設へ 令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)
- ※各養成施設から県社協への提出期限は令和8年2月6日(金)

5 貸付条件

(1)貸付期間

令和8年4月から養成施設を卒業するまでの期間
(原則として入学してから2年間を限度とします。)

(2)貸付限度額

- ①修学資金 月額50,000円以内
- ②入学準備金 初回の貸付時に限り200,000円以内
- ③就職準備金 最終の貸付時に限り200,000円以内
- ④国家試験受験対策費用 単年度当たり40,000円以内
- ⑤生活費加算(生活保護世帯等) ひと月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額

(3)貸付方法

修学資金は、四半期(3か月)ごとに貸付するものとします。ただし、三重県社会福祉協議会会長が特別な事情があると認める場合は、この限りではありません。

(4)貸付利子

無利子

ただし、正当な理由なく決められた期間までに返還が済んでいない場合は、その残額に対して、年3%の延滞利子がかかります。

6 連帯保証人

(1)修学資金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人1名を立てなければなりません。

(2)修学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合には、連帯保証人は法定代理人(父母等)でなければなりません。

(3)原則、就労予定先の法人ならびに職員が連帯保証人になることは認めません。

※本事業実施要綱第9の4を参照のこと

7 修学資金の返還

修学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合等(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、修学資金を返還することとなります。

(1)貸付が取り消されたとき。

(2)養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は三重県内において指定業務に従事しなかったとき。

(3)三重県内において指定業務に従事する意思がなくなったとき。

(4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

8 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合は、その間の返還を猶予します。

(1)指定業務に従事しているとき。

(2)貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(3)災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由(産前・産後休業や育児休業等)により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

9 返還の免除

(1)修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合は、返還額の全額を免除します。

①養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、指定業務に従事し、引き続いて5年間※これらの業務に従事したとき。

(9) 返還の免除 続き)

※ただし、三重県が規定する過疎地域で指定業務に従事した場合または、養成施設入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の場合は、3年間となります。

＜返還免除に関わる年数の考え方＞

5年間とは／在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上あること

3年間とは／在職期間が通算 1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上あること

◎有給休暇、生理休暇、産前産後休業については在職期間に算定しますが、業務に従事した期間には算定しません。上記以外の休暇、休業（育児休業等）については、在職期間、業務に従事した期間のいずれにも算定しません。

②指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2)修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の一部を免除します。

三重県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上5年未満の間、三重県内の福祉事業所・施設等で介護福祉士の業務に従事しとき、返還額の一部を免除します。

10 借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、次の書類を「13申請書類の提出先」まで提出してください。

(1) 介護福祉士修学資金貸付申請書(第1号様式－①)

(2) 養成施設の長の推薦書(第4号様式－①)

(3) 誓約書(第5号様式)

(4) 国家試験受験誓約書(第6号様式)

(5) 個人情報の取扱いに関する同意書(第7号様式)

(6) 養成施設への進学又は在学を証明する書類

(合格通知書・在学証明書などの養成施設の長が発行する証明書等)

(7) 世帯全員の住民票(マイナンバーを除く全ての記載があるもの)

(8) 世帯全員の所得等に関する調書及びその証明書(所得課税証明書)

(9) 生活費加算を希望する場合は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書または生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることが確認できる書類

(10) その他会長が定める必要とする書類等

11 貸付の内定、決定及び資金交付

(1)貸付の可否は、貸付が内定又は決定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。

この場合の貸付可否は、審査委員会での意見をを受けて決定することとなっています。

(2)貸付が内定した方は、養成施設への入学後、在学証明書の提出を受けて貸付決定とします。

(3)貸付決定を受けた方には、借用書の提出後、初回分(4月～6月分の修学資金、入学準備金及び初年度の国家試験受験対策費用)を送金します。

12 その他

- (1)生活保護世帯の方で貸付を希望する場合は、住所地の県市町福祉事務所にご相談ください。
- (2)他の貸付け事業(生活福祉資金等)とは併用できませんが、その他の奨学金等については、就学のためにやむを得ない場合は併用が可能です。
- (3)「高等教育の修学支援新制度」の支援対象者は、減免後も自己負担額が生じる場合のみ貸付が可能です。

13 申請書類の提出先

(1)県内の介護福祉士養成施設へ進学を希望される方

- ・四日市福祉専門学校(介護福祉学科) [四日市市山田町 5491]
- ・専門学校ユマニテク医療福祉大学校(介護福祉学科) [四日市市塩浜本町 2-34]
- ・鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校(介護福祉科) [鈴鹿市住吉2丁目 24-9]
- ・高田短期大学(キャリア育成学科介護福祉コース) [津市一身田豊野 195]

(2)県外の介護福祉士養成施設へ進学を希望される方

- ・三重県生活福祉資金センター(介護福祉士修学資金担当)[津市桜橋 2-131]

※貸付対象は、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程)の学生に限ります。
この学校種や施設以外の学生で本貸付の利用を希望される場合は別途御相談ください。

14 問合せ先

〒514-8552 津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館2階
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
生活福祉資金センター(介護福祉士修学資金担当)
TEL 059-226-1118(直通) FAX 059-227-8155



※申請様式等はこちらからご覧いただけます